

【居宅介護支援・介護予防支援 新規指定申請手続きの流れ】

筑紫野市

* 新規に以下の①または②の指定を受ける場合 *

- ①居宅介護支援事業所
- ②居宅介護支援事業所および介護予防支援事業所

※9月指定の場合のスケジュール

事前協議
(指定予定月の3か月前の月末までに協議 ※例 6月中)

* 事前協議 *

担当者が不在の場合もあるため、事前に電話予約が必要です。
なお、事前協議には、法人の担当者または事業所の管理者(予定)など、事業内容について理解されている方が来庁してください。

【事前協議で使用する書類】

- ・介護サービス事業者事前協議書
- ・事業所の建物の計画平面図および備品配置図
- ・法人の定款または登記事項証明書(登記簿謄本)

【事前協議で確認する内容】

- ・申請予定者(法人)の概要(法人格の有無、介護保険事業の実施の有無など)
- ・申請予定事業の内容(サービス種類)
- ・申請予定施設の概要(平面図による確認)
- ・事業所の開設スケジュール
- ・予定従業者

【注意事項】

* 介護保険制度における指定事業者は、法令の規定に沿った適正な事業運営が求められるため、事業開始にあたっては、市の運営基準条例および福岡県(介護施設・サービス事業所)の集団指導資料を熟読し、十分に理解していただいた上で事業計画を検討してください。

* 指定を受けるためには、介護保険法の指定基準を満たしていることのほか、事前に他の関係部署と調整を行っておく必要がある場合があります。

* 事業所の開設にあたり、建物の建築又は改修工事を伴う場合は必ず事前協議により設備基準が満たされていることを確認後着工してください。

申請書類提出
(指定予定月の前々月の10日までに必着 ※例 7/10)

* 申請書類一式提出 *

指定事務手数料の納付済通知書の写しとともに申請書類一式を提出してください。
(申請時点で建築・改修が完了し、必要な検査を終え、設備や備品が備えられており、人員の確保がされている必要があります。)

※指定事務手数料の納付は、市が発行する納付書により支払います。納付書発行の際には、事前に連絡のうえ来庁ください。

※確認後、修正や変更が必要な場合は後日連絡します。

※運営指導の日程調整を行います。

審 査

* 審査 *

書類の不備があった場合は再提出を依頼します。書類の再提出が指定する期限までにない場合は、希望した月に指定を受けることができず、翌月以降の指定となります。

運営指導
(指定予定月の前月中旬までに実施 ※例 8/15)

* 運営指導 *

運営状況や提出書類の整合性等について、事業所に出向き管理者のヒアリングを行います。(書類審査と並行して実施します。運営指導で確認する書類は別紙『新規指定に係る運営指導必要資料』をご参照ください。)

指 定
(指定は毎月1日付け ※例 9/1)

* 指定通知書の交付・告示 *

事業開始

※事業所番号は、指定日前にFAXまたはメールにてお知らせします。